

高額障害福祉サービス等給付費・高額障害児通所給付費について

○制度の内容

同一世帯に障害福祉サービスを利用している方が複数いる、一人の方が福祉サービス等を複数利用しているなど、世帯における利用者負担額の合計が一定の基準を超えた場合は、申請すると「高額障害福祉サービス等給付費」「高額障害児通所給付費」として支給を受けることができます。

～世帯の範囲について～

障害者	本人とその配偶者
20歳未満施設入所者	本人と同一世帯の者
障害児	保護者と同一世帯の者 ※保護者が障害者でもある場合、「保護者とその配偶者」となります。

～合算の対象とする費用～

同一世帯に属する者が同一の月に受けたサービス等により生じる下記の負担額を合算する。

1	障害者総合支援法に基づく介護給付費等に係る利用者負担額 (介護給付費、訓練等給付費等)
2	介護保険の利用者負担額 ※高額介護(予防)サービス費・高額医療合算介護(予防)サービス費により償還された費用を除く) ※ただし、同一人が障害福祉サービスを併用している場合に限る。
3	補装具費に係る利用者負担額 ※ただし、同一人が障害福祉サービス等を併用している場合に限る。
4	児童福祉法に基づく障害児通所給付費等に係る利用者負担額

～高額障害福祉サービス等給付費等算定基準額～

- | | |
|--------------------------------|--------------|
| ① 市町村民税課税世帯に属する者（一般1・2） | ・・・ 37,200 円 |
| ② 市町村民税非課税世帯に属する者（低所得1・2、生活保護） | ・・・ 0 円 |

○事例 1

夫と妻が障害福祉サービス、長男が障害児通所支援を利用する場合

※「夫」が長男の支給決定保護者

【所得区分】一般 2 の世帯（基準額：37,200 円）

夫→障害福祉サービスの負担額：37,200 円、妻→障害福祉サービスの負担額：37,200 円

長男→障害児通所支援の負担額：37,200 円

37,200 円(夫)+37,200 円(妻)+37,200 円(長男)=111,600 円 > 37,200 円となり、利用者負担額の合算額が基準額を超えるため、給付対象です。

【高額障害福祉サービス等給付費】

夫： $(111,600 \text{ 円} - 37,200 \text{ 円}) \times 37,200 \text{ 円} / 111,600 \text{ 円} = \underline{24,800 \text{ 円}}$

妻： $(111,600 \text{ 円} - 37,200 \text{ 円}) \times 37,200 \text{ 円} / 111,600 \text{ 円} = \underline{24,800 \text{ 円}}$

【高額障害児通所給付費】

長男： $(111,600 \text{ 円} - 37,200 \text{ 円}) \times 37,200 \text{ 円} / 111,600 \text{ 円} = \underline{24,800 \text{ 円}}$

○事例 2

児童が根拠の異なるサービスを利用する場合

【所得区分】一般 1 の世帯（基準額：37,200 円(障害児の特例：4,600 円)）

長男→障害福祉サービスの負担額：4,600 円（負担上限額：4,600 円）

障害児通所支援の負担額：4,600 円（負担上限額：4,600 円）

同一の障害児が給付根拠の異なるサービスを複数利用している場合、基準額は負担上限額のいずれか高い額となります。（この場合、4,600 円）

その為、4,600 円(障害福祉)+4,600 円(障害児通所)=9,200 円 > 4,600 円となり、利用者負担額の合算額が基準額を超える為、給付対象です。

【高額障害福祉サービス等給付費】

長男(障害福祉)： $(9,200 \text{ 円} - 4,600 \text{ 円}) \times 4,600 \text{ 円} / 9,200 \text{ 円} = \underline{2,300 \text{ 円}}$

【高額障害児通所給付費】

長男(障害児通所)： $(9,200 \text{ 円} - 4,600 \text{ 円}) \times 4,600 \text{ 円} / 9,200 \text{ 円} = \underline{2,300 \text{ 円}}$